

益田市農業委員会第36回総会議事録

1. 開催日時 令和8年5月27日(水) 午後1時30分～午後3時00分

2. 開催場所 益田市役所 多目的棟会議室

3. 農業委員(出席13名)(欠席3名)

1番 又賀 保(出)	2番 大畑 美里(出)	3番 須藤 寿人(出)
4番 吉村 太(出)	5番 大庭 清(出)	6番 齋藤 浩文(出)
7番 御神本康一(欠)	8番 田中 綾(出)	9番 佐原 晃子(出)
10番 領家 耕一(出)	11番 松本 幸夫(欠)	12番 谷本 大輔(出)
13番 柳田 継男(出)	14番 豊田 志摩(欠)	15番 宮川 有衣(出)
16番 西川 友史(出)		

4. 農地利用最適化推進委員(出席18名)(欠席5名)

1番 増野 六彦(出)	2番 三輪 昌義(出)	3番 澁谷 記幸(欠)
4番 澤江 浩一(出)	6番 寺戸 康人(出)	7番 三浦 尚人(出)
8番 田原 勝美(出)	9番 野村 浩三(出)	10番 寺戸豊太郎(欠)
11番 塩満 文雄(出)	12番 河野 正憲(出)	13番 青木 伸爾(出)
14番 中村 敏幸(出)	15番 椋木 昭雄(欠)	16番 長谷川孝明(出)
17番 豊田 繁雄(出)	18番 中島秀一郎(出)	19番 宮内 英之(出)
20番 椋木 孝光(出)	21番 岡崎 定佳(欠)	22番 渡邊 豊孝(出)
23番 河野 光好(出)	24番 三浦 和颯(欠)	

5. 提出議案

議第165号	農地法第3条の規定による許可申請について
議第166号	農地法第5条第1項の規定による許可申請について
議第167号	益田農業振興地域整備計画の変更について
議第168号	令和7年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価並びに並びに 令和8年度の目標及びその達成に向けた活動計画について
報第148号	農用地利用集積等促進計画案に関する意見について
報第149号	農地法第3条の3の規定による農地等の権利取得の届出について
報第150号	農地の使用貸借合意解約通知書の確認について
報第151号	利用状況調査に伴う農地・非農地の判断について

6. 議事に参加した職員

(農業委員会事務局) 柳井局長、宇津局長補佐、高橋係長、吉田指導主任、岩本主事

7. 議事の概要

西川友史会長	それでは、定刻になりましたので、只今より第 36 回益田市農業委員会総会を開催いたします。 本日の議事録署名者につきましては、1 番の又賀委員、2 番の大畑委員、よろしく願いいたします。 本日の欠席委員は、農業委員が 7 番御神本康一委員、11 番松本幸夫委員、14 番豊田志摩委員、農地利用最適化推進委員が 3 番渋谷記幸委員、10 番寺戸豊太郎委員、15 番棕木昭雄委員、21 番岡崎定佳委員、24 番三浦和顕委員。 はじめに、「議第 167 号 益田農業振興地域整備計画の変更について」を議題といたします。
農林水産課	農林水産課説明
西川友史会長	ただいま農林水産課からの説明がございました。何かお気づきの点ございますか。 よろしいでしょうか。 (はい、の声) そう致しますと「議第 167 号 益田農業振興地域整備計画の変更について」は承認の扱いとさせていただきます。 続きまして、「議第 165 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について」を議題といたします。 1 番 久々茂町
事務局	本件は、3 条の有償移転にかかる許可申請です。 土地の所在は、久々茂町の畑 1 筆 20 m²です。譲り渡し事由は、所有地を譲受人に譲渡するため、譲り受け事由は、隣接地に居住しており、申請地を譲り受けて耕作するためでございます。 農地法に基づきます権利取得後のすべての農地の耕作状況及び労働力の確保、農業の従事状況、機械の保有状況から見まして、農地法第 3 条第 2 項各号の許可することが出来ない規定には該当せず、許可要件の全てを満たしております。ご審議の程宜しく願いいたします。
西川友史会長	続きまして担当地区委員の調査報告をお願いします。
齋藤浩文委員	6 番齋藤です。御神本委員が欠席ということで代理で説明をさせていただきます。5 月 15 日に野村推進委員と御神本委員、地権者で現地確認をされたそうです。この土地でございますけども、4 月の 3 条申請のときに周辺を〇〇さんという方が買っておられるんですけども、〇〇さんは〇〇で〇〇をしておられたらしいんですけども、U ターンで帰ってきて耕作したいということで、前回 3 条申請されたわけですけども、その隣の土地が 1 筆残っているのが分からなかったということで、再調査をした結果ですね 1 筆ほど筆が残っていたと。その分の申請を今回新たにされたということでございます。内容については問題ないと思います。ご審議の程よろしく願いします。

西川友史会長	2 番 美都町三谷
事務局	本件は、3 条の無償移転にかかる許可申請です。 土地の所在は、美都町三谷の田 1 筆 781 m²です。譲り渡し事由は、高齢により耕作が困難になったため、譲り受け事由は、隣接農地を耕作しており、申請地を譲り受けて一体的に耕作するためでございます。 農地法に基づきます権利取得後のすべての農地の耕作状況及び労働力の確保、農業の従事状況、機械の保有状況から見まして、農地法第 3 条第 2 項各号の許可することが出来ない規定には該当せず、許可要件の全てを満たしております。ご審議の程宜しくお願いいたします。
西川友史会長	続きまして、担当地区委員の調査報告をお願いします。
田中綾委員	8 番田中です。18 日に佐原委員と寺戸推進委員と現地を確認いたしました。 以前から〇〇に作業委託をされて耕作をされている土地で、〇〇さんとお父さん 2 人で水の管理とかを確認されたりして、今年も作付される苗、代掻きがされている様子を確認しました。問題ないと思います。よろしく願いいたします。
西川友史会長	3 番 美都町三谷
事務局	本件は、3 条の有償移転にかかる許可申請です。 土地の所在は、美都町三谷の田 1 筆 881 m²です。譲り渡し事由は、県外に居住しており耕作が困難なため、譲り受け事由は、隣接農地を耕作しており、申請地を譲り受けて一体的に耕作するためでございます。 農地法に基づきます権利取得後のすべての農地の耕作状況及び労働力の確保、農業の従事状況、機械の保有状況から見まして、農地法第 3 条第 2 項各号の許可することが出来ない規定には該当せず、許可要件の全てを満たしております。ご審議の程宜しくお願いいたします。
西川友史会長	続きまして担当地区委員の調査報告をお願いします。
田中綾委員	8 番田中です。先程の田と隣接している土地でありまして、今回の所は所有者の方が県外に居住していて譲りたいということです。前回の分は親戚の方が持っておられたのを、両方〇〇さんが譲り受けられて耕作したいということでした。同じようにきれいに耕作されていましてので問題はないと思われます。よろしく願いします。
西川友史会長	本日の 3 条申請は以上 3 件でございます。ただいま事務局からの説明また、担当地区委員からの調査報告がございました。何かお気づきの点ございますか。 よろしいでしょうか。 (はい、の声) そう致しますと「議第 165 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について」は承認の扱いとさせていただきます。

事務局	続きまして、「議第 166 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について」を議題といたします。 1 番 乙吉町 本件は、所有権移転に係る許可申請です。 土地の所在は、乙吉町の田 1 筆 568 m²です。 都市計画区域内の用途地域であるため、第 3 種農地と判断いたします。 転用目的は、宅地造成で、転用許可該当条項は農地法施行規則第 44 条第 3 号の規定に該当いたします。 排水は合併浄化槽を設置し既存の水路に接続します。 資金証明については、金融機関の残高証明書が添付されています。 ご審議の程宜しくお願いいたします。
西川友史会長	続きまして、担当地区委員の調査報告をお願いします。
又賀保委員	1 番又賀です。現地確認は 5 月 15 日に大畑委員と行いました。この土地を〇〇県の〇の〇〇という方が宅地造成をし、分譲住宅地として販売するということでございます。隣接地に農地はなく特に問題はないように思います。よろしくご審議をお願いします。
西川友史会長	2 番 かもしま西町
事務局	本件は、所有権移転に係る許可申請です。 土地の所在は、かもしま西町の畑 1 筆 467 m²です。 都市計画区域内の用途地域であるため、第 3 種農地と判断いたします。 転用目的は、駐車場で、転用許可該当条項は農地法施行規則第 44 条第 3 号の規定に該当いたします。 雨水は地下浸透です。 資金証明については、通帳の写しが添付されています。 ご審議の程宜しくお願いいたします。
西川友史会長	続きまして、担当地区委員の調査報告をお願いします。
大畑美里委員	2 番大畑です。現地確認は 5 月 15 日に又賀委員と行いました。申請は〇〇の職員の駐車場として使用するためです。隣接地は宅地で農地はありません。適当であると判断しました。
西川友史会長	3 番 安富町
事務局	本件は、所有権移転に係る許可申請です。 土地の所在は、安富町の田 2 筆 1679 m²です。 都市計画区域外で、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地であることから第 2 種農地と判断致します。 転用目的は、太陽光発電設備、資材置き場及び駐車場で、転用許可該当条項は農地法第 5 条第 2 項の規定である周辺の土地では転用目的を達成することが認められない場合の許可できる基準に該当致します。 雨水は、地下浸透です。 資金証明については、金融機関の残高証明書が添付されています。 ご審議の程宜しくお願いいたします。

西川友史会長	続きまして、担当地区委員の調査報告をお願いします。
領家耕一委員	10 番領家です。5 月 24 日に現地確認を青木推進委員と行いました。最初の〇〇名義の田んぼはここにありますが資材置場と駐車場にすることのようです。次の〇〇の方は、太陽光パネルの設置を行いたいということでもあります。業者からの農地転用事業計画書、また土地改良区からの意見書も添付されております。問題は別にないかと思われます。審議の程よろしく願いいたします。
西川友史会長	4 番 神田町
事務局	本件は、所有権移転に係る許可申請です。 土地の所在は、神田町の田 2 筆 1806 m²です。 都市計画区域外で、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地であることから第 2 種農地と判断致します。 転用目的は、太陽光発電設備で、転用許可該当条項は農地法第 5 条第 2 項の規定である周辺の土地では転用目的を達成することが認められない場合の許可できる基準に該当致します。 雨水は、地下浸透です。 資金証明については、金融機関の残高証明書が添付されています。 ご審議の程宜しく願いいたします。
西川友史会長	続きまして、担当地区委員の調査報告をお願いします。
長谷川孝明推進委員	高城の推進委員の長谷川です。25 日に松本委員と現地確認に行きました。 写真を見ていただくとよく分かるように、周辺部分は全てといたしますかほとんど太陽光発電が建っている状態です。〇〇さんと〇〇さんのご自宅の間に挟まれた土地でございまして、ご両家とも了承されて太陽光ということになったようでございます。周辺の状態から考えましても、しょうがないというふうに感じておるところでございます。以上です。
西川友史会長	5 番 匹見町匹見
事務局	本件は、所有権移転に係る許可申請です。 土地の所在は、匹見町匹見の畑 1 筆 351 m²です。 都市計画区域外で、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地であることから第 2 種農地と判断致します。 転用目的は、駐車場で、転用許可該当条項は農地法第 5 条第 2 項の規定である周辺の土地では転用目的を達成することが認められない場合の許可できる基準に該当致します。 雨水は地下浸透です。 資金証明については、通帳の写しが添付されています。 ご審議の程宜しく願いいたします。
西川友史会長	この件につきましては私の方で説明させていただきます。周辺はすべて民家になっております。コンクリートが敷いてありますが、農業用施設は軽微変更でできていたというところでございます。場所は広いんですが、庭も含めて駐車場にするというものでございます。問題ないというふうに思いました。以上でございます。

事務局	本日の 5 条申請は以上 5 件でございます。事務局からの説明また担当地区委員からの調査報告がございました。何かお気づきの点がございますか。よろしいでしょうか。 (はい、の声) そう致しますと「議第 166 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について」は承認の扱いとさせていただきます。 続きまして、「議第 168 号 令和 7 年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価並びに令和 8 年度の目標及びその達成に向けた活動計画について」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。
西川友史会長	事務局説明 そう致しますと「令和 7 年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価並びに令和 8 年度の目標及びその達成に向けた活動計画について」がございました。何かご意見やお気づきの点がございますか。よろしいでしょうか。 (はい、の声) そう致しますと「議第 168 号 令和 7 年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価並びに令和 8 年度の目標及びその達成に向けた活動計画について」につきましては承認の扱いとさせていただきます。 そう致しますと本日の議事については以上でございます。 続きまして、報告事項に入らせていただきます。随時報告をお願いします。
事務局	「報第 148 号 農用地利用集積等促進計画案に関する意見について」農地中間管理事業一括方式の利用権設定の新規が 16 件、再設定が 4 件、貸借権移転が 1 件の合計 21 件、64,276.48 m² です。 「報第 149 号 農地法第 3 条の 3 の規定による農地等の権利取得の届出について」届出件数は、11 件です。全てにおいて相続者が管理され、あっせんの希望は 3 件です。 「報第 150 号 農地の使用貸借合意解約通知書の確認について」届出件数は 2 件です。解約理由は、1 番は耕作が困難となったため、2 番は新たな耕作者が中間管理事業を利用するため、それぞれ合意解約が成されたものです。 「報第 151 号 利用状況調査に伴う農地・非農地の判断について」所在地は、大草町の 4 筆 234.91 m²、山折町の 38 筆 21,993 m²、乙子町の 3 筆 1,184 m² 合計 45 筆 23,411.91 m²でございます。 今回の非農地判断を行った農地は、北仙道地区の農地パトロールにおいて、再生困難農地として確認しておりました農地です。所有者 8 名の意向を確認

西川友史会長	し、非農地とすることについて同意を得ました。 対象地につきましては、農地台帳からの削除を行い、非農地判断を行った農地として、市役所税務課及び法務局へ一覧を提出いたします。 報告は以上でございます。 ただいま事務局から報告がございました。何か聞いてみたいことがございますか。よろしいでしょうか。 (はい、の声) それでは無いようですので第 36 回総会を終わりたいと思います。どうもありがとうございました。 以上会議の顛末を記載して、その相違ないことを証するために署名する。 会 長 1 番 2 番
--------	--

--	--